

証券コード 490A
2026年6月12日
(電子提供措置の開始日 2026年6月8日)

株主各位

大阪市北区大深町5番54号
グラングリーン大阪南館パークタワー9階
センス・トラスト株式会社
代表取締役 今中 康仁

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sense-trust.co.jp/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/490A/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

本総会は、会場での開催に加えて、ウェブ会議システム「Zoom」を用いた「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」を開催いたします。オンラインでの出席をご希望の株主様は、以下の事項をご確認のうえご出席ください。

1. 通信方法（ログイン方法）

事前に当社より株主様ご本人宛に電子メールにてお送りする「Zoom ミーティングの招待 URL」より、株主総会当日にご入室ください。

受付開始日時：2026年6月29日（月曜日）午前9時45分より（総会開始15分前）

2. 本人確認方法

オンライン出席の際の本人確認は、ご入室時における画面（ビデオ通話）によるお顔の確認をもって行わせていただきます。そのため、ご入室時は必ずカメラを「ON」にさせていただきますようお願いいたします。また、Zoom 上の表示名は「株主様のお名前」に設定してください。

3. 当日の議決権行使方法（採決方法）

各議案の採決の際、議長の案内に従って、Zoom の画面上での「挙手」またはチャット機能による意思表示により議決権を行使いただけます。

ご注意：事前に書面（議決権行使書）または電子メールにより議決権を行使されている株主様が、当日 Zoom にて再度意思表示（投票）をされた場合、当日の Zoom での意思表示をすべて有効な議決権行使（上書き）として取り扱います。

4. 当日の質問・動議の提出方法（発言方法）

ご質問や動議の提出がある場合は、Zoom の「挙手」機能をご使用ください。議長が順次指名いたしますので、マイクのミュートを解除して口頭にてご発言ください。

5. 通信障害等のトラブル発生時の対応方針（重要）

当社の通信設備や利用システム等に重大な障害が発生し、議長（社長）と会場、または株主様との間の通信が途絶した場合、会場に所在する出席株主の皆様による決議（または出席取締役の互選）により、臨時の議長を選出した上で、本株主総会の審議および採決を継続いたします。

ご注意：株主様側の通信環境や機器の不具合により接続が中断した場合、当社は責任を負いかねますので、安定した通信環境での接続をお願いいたします。

6. 事前のインターネットによる議決権行使について

本総会に当日ご出席されない場合は、電子メールにより事前に議決権を行使いただくことができます。

行使方法：当社より株主様ご本人宛に送信いたします「招集通知ご案内メール」に、各議案への賛否をご入力いただくための返信用フォーマットを記載しております。本メールの案内に従ってご返信ください。

投票期限：2026 年 6 月 26 日（金曜日）午後 6 時までに返信を完了していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されず、かつ上記電子メールによる事前行使も行わない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社よりお届け（または電子メールに添付）いたします「議決権行使書用紙」に賛否をご表示いただき、2026 年 6 月 26 日（金曜日）午後 6 時までに郵送または電子メールにて当社宛てにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026 年 6 月 29 日（月曜日）午前 10 時
2. 場 所 大阪市北区大深町 5 番 54 号
グラングリーン大阪南館パークタワー 9 階 大阪本社会議室

3. 目的事項

報告事項

第 7 期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 第 7 期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）計算書類承認の件
- 第 2 号議案 剰余金処分の件
- 第 3 号議案 定款一部変更の件
- 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件
- 第 5 号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第 6 号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第 7 号議案 会計監査人の選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

~~~~~

- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日会場へご出席の際は、お手数ながら事前にお届け（または印刷）いたしました議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

以上

# 事業報告

( 2025 年 4 月 1 日から  
2026 年 3 月 31 日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く一方で、中東地域での地政学リスクの高まりや、欧米の通商政策の動向、さらには為替市場の変動など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の属する不動産業界においては、地価の高止まりや建築コストの上昇に加え、国内の政治情勢及び金融政策を巡る思惑から市場の不確実性が高まりました。これにより、購買意欲の減退や様子見が広がるなど、事業環境の変調を注視すべき局面となりました。一方で、このような一時的な市場の混乱期にあっても、主要都市部における人口動態や、インバウンド需要の回復といった構造的な下支えは継続しております。

当社は「想像を超える、未来の創造」というビジョンのもと、独自のロケーションセンスとマーケットインサイトを駆使し、選び抜いたエリアでのプロジェクトを展開しています。これにより、多様な案件に柔軟に対応ができ、競争優位性を生むプロジェクトを迅速かつ高品質で実現しています。当事業年度においては、将来の事業拡大を見据え、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進による業務効率化を図るとともに、大阪本社、東京支社及び京都支社を増床移転し、また営業拠点（横浜支社・名古屋支社・福岡支社）を新設し、体制強化を実施いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 50,011,005 千円（前期比 90.5%増）、営業利益 2,852,410 千円（同 41.4%増）、経常利益 1,786,123 千円（同 16.5%増）、当期純利益 1,162,447 千円（同 5.9%増）となりました。

なお、当社は不動産買取再生事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しております。

### (2) 資金調達等についての状況

2026 年 3 月 25 日開催の取締役会において、自己資本の増強を目的として第三者割当による新株式の発行 9,500 株（普通株式）について決議し、2026 年 3 月 30 日付で本新株式に関する振込手続きが完了いたしました（発行価額 1 株につき 10 千円、発行価額 95,000 千円）。

また、不動産買取再生事業における物件取得費用として金融機関より総額 23,350,788 千円の借入を実施しております。大阪本社増床及び東京支社移転に係る資金、運転資金等として、金融機関より総額 1,611,300 千円の借入を実施しております。

### (3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

|                        | 第 4 期        | 第 5 期        | 第 6 期 (前期)   | 第 7 期 (当期)   |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 区 分                    | 2022 年 4 月から | 2023 年 4 月から | 2024 年 4 月から | 2025 年 4 月から |
|                        | 2023 年 3 月まで | 2024 年 3 月まで | 2025 年 3 月まで | 2026 年 3 月まで |
| 売 上 高                  | 4,125,748    | 7,696,501    | 26,257,742   | 50,011,005   |
| 経常利益                   | 249,916      | 518,165      | 1,532,618    | 1,786,123    |
| 当期純利益                  | 161,571      | 366,959      | 1,097,482    | 1,162,447    |
| 1 株当たり<br>当期純利益<br>(円) | 214.68       | 366.96       | 1,097.48     | 1,162.39     |
| 総 資 産                  | 4,168,308    | 8,191,970    | 16,699,212   | 28,848,889   |
| 純 資 産                  | 429,675      | 796,635      | 1,794,117    | 2,901,564    |

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、2025 年 9 月 16 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 9 月 30 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行いました。上表においては、第 4 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり当期純利益を算定しております。

### (4) 対処すべき課題

#### ①人材の確保及び育成

当社では、人材が最重要経営資源であると考えており、優秀な人材の確保・育成は、事業の持続的な発展を支える最優先の成長戦略と認識しております。事業規模に見合った適正な人員配置を行うため、新卒社員・即戦力の中途社員ともに、単なる人員確保に留まらず当社の企業理念やバリュー（価値観）に深く共感し、共通の目標に立ち向かえる志を同じくできる人材の獲得に注力しております。育成におきましては、実践的な OJT 教育の強化により早期戦力化を図るとともに、社内報等を活用した双方向のコミュニケーション

ンを通じて理念のさらなる浸透を図ります。また、多様な人材がその能力を最大限に発揮できるよう、透明性の高い人事評価制度の整備と職場環境の拡充に注力し、個々の成長を組織全体の競争優位へと繋げてまいります。

## ②経営戦略等

### i. 事業の拡大

物価高騰や金利上昇などの外部環境変化に対し、サプライチェーン（協力業者様）との連携強化による資材の安定調達および原価低減に努めます。同時に、提供する物件の付加価値を高めることで、外部環境に左右されない適正な価格転嫁と収益性の確保を両立させ、強固な事業基盤を構築してまいります。

### ii. 経営基盤の強化

当社は不動産買取再生事業におけるシェア拡大を目指しております。そのため、経営基盤を強化するべく、営業部門の体制拡充を図ります。顧客の安心・安全に繋がるよう品質をより向上させることを命題として取り組んでまいります。

### iii. 成長領域への重点投資

物件の企画・設計から販売までを一貫して手がけるディベロップメント事業を強化し、土地の価値を最大化させる独自の開発案件を推進することで、収益構造の多角化を図ります。また、新たな成長戦略として、不動産特定共同事業法に基づく不動産クラウドファンディング等の仕組みを導入し、資金調達手法の多様化と機動的な出口戦略を確立いたします。これらにより、資本効率の向上と、安定的な収益獲得を目指してまいります。

### iv. 経営体制の強化

当社は経営体質を強化するために「SDGs」を意識した経営を推進いたします。

「人的資本投資（Human Capital Investment）」：自由闊達な社風の醸成及びダイバーシティの推進に取り組んでまいります。性別、国籍、年齢、信教を問わず人材活用を推進し、また、女性の管理職への登用も適性を見極めながら実行してまいります。その実現のために、メンバーの意識向上やスキルアップを図りながら、各階層別研修、営業部門や管理部門といった職務別研修、全社の連携を図る全社研修、IT研修等を実施してまいります。

「企業統治（Governance）」：ガバナンスの強化に努めるとともに、今後も企業としての透明性を保ちながら公正かつ迅速な意思決定を心がけてまいります。

## ③財務体制の継続的強化

今後も継続的な成長を実現するためには財務体制の継続的強化が必要不可欠と考えております。事業拡大に伴う資金需要に対し、機動的かつ安定的な財務基盤の構築を図ります。有利子負債のコントロールを重要課題と認識し、在庫回転期間（棚卸資産の流動性）を徹底して管理することで、資本効率の最適化と金利変動リスクの低減に努めます。また、事業成長と財務バランスの安定性を考慮した財務管理に努めるとともに、円滑かつ多面的な資金調達を行ってまいります。

## （５）主要な事業内容（2026年3月31日現在）

| 主要事業      |                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産買取再生事業 | 事業用不動産及び実需用不動産を取得し、リノベーション、コンバージョン等価値を向上させた上で販売を行う不動産買取再生事業及びその他事業として不動産仲介、不動産賃貸、不動産コンサルティングを展開。 |

## （６）主要な営業所及び使用人の状況（2026年3月31日現在）

### ①主要な営業所

| 名称    | 所在地     |
|-------|---------|
| 大阪本社  | 大阪市北区   |
| 東京支社  | 東京都千代田区 |
| 京都支社  | 京都市下京区  |
| 神戸支社  | 神戸市中央区  |
| 横浜支社  | 横浜市西区   |
| 名古屋支社 | 名古屋市中区  |
| 福岡支社  | 福岡市博多区  |

（注）横浜支社は2025年5月、名古屋支社及び福岡支社は2025年10月に新設いたしました。

大阪支社は2025年7月、京都支社は2025年10月、東京支社は2026年2月に移転いたしました。

### ②使用人の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 114名 | 58名増   | 32.0歳 | 1.2年   |

（注）従業員数は、就業人員であります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

(2026年3月31日現在)

| 名 称            | 出資比率   | 主要な事業内容    |
|----------------|--------|------------|
| センス・マネジメント株式会社 | 100.0% | 不動産リフォーム事業 |

(8) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借入金残高         |
|-----------------------|---------------|
| 近畿産業信用組合              | 1,215,816 千円  |
| 株式会社セゾンファンデックス        | 1,175,100 千円  |
| 株式会社北國銀行              | 1,084,781 千円  |
| 株式会社第一ゼネラルサービス        | 900,000 千円    |
| 枚方信用金庫                | 814,626 千円    |
| S B I エステートファイナンス株式会社 | 737,100 千円    |
| 株式会社 S B J 銀行         | 718,000 千円    |
| 永和信用金庫                | 715,282 千円    |
| 株式会社関西みらい銀行           | 623,964 千円    |
| 大阪厚生信用金庫              | 600,900 千円    |
| 他                     | 14,195,254 千円 |

(注) 上記借入額には、期中に借入、返済をした短期借入金の額は含まれておりません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式数

発行可能株式総数 4,000,000 株

(注) 2025年9月30日付で実施した株式分割(1株を100株に分割)に伴い、発行可能株式数は3,970,000株増加しております。

(2) 発行済株式

発行済株式総数 1,009,500 株

(注) 1. 2025年9月30日付で実施した株式分割(1株を100株に分割)に伴い、発行済株式総数は990,000株増加しております。

2. 2026年3月30日付で実施した第三者割当による新株式の発行に伴い、発行済株式総数は9,500株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数

11 名

(4) 上位10名の株主 (2026年3月31日現在)

| 株主数            | 持株数       | 持株<br>比率 |
|----------------|-----------|----------|
|                | 普通株式      |          |
| 株式会社 I K       | 507,800 株 | 50.30%   |
| 今中 康仁          | 282,900 株 | 28.02%   |
| 小松 圭介          | 96,000 株  | 9.51%    |
| 澤田 人輔          | 60,000 株  | 5.94%    |
| 山下 竜一郎         | 29,900 株  | 2.96%    |
| 井上 侑亮          | 10,000 株  | 0.99%    |
| 宮地 彬           | 10,000 株  | 0.99%    |
| 村上 浩輝          | 5,000 株   | 0.50%    |
| 株式会社シーラホールディング | 4,500 株   | 0.45%    |
| 株式会社近藤太香巳事務所   | 2,200 株   | 0.22%    |

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況

| 地 位   | 氏 名    | 担当および重要な兼職の状況                  |
|-------|--------|--------------------------------|
| 代表取締役 | 今中 康仁  | 社長<br>株式会社 I K 代表取締役           |
| 取締役   | 小松 圭介  | 副社長                            |
| 取締役   | 山下 竜一郎 | C F O                          |
| 取締役   | 澤田 人輔  | 西日本営業本部長                       |
| 取締役   | 井上 侑亮  | 東日本営業本部長                       |
| 取締役   | 宮地 彬   | 財務部長（注1）                       |
| 監査役   | 中辻 仁   | マジリス株式会社 代表取締役 C E O<br>（注2、3） |

- (注) 1. 取締役 宮地彬氏は、2025年9月26日に就任いたしました。  
2. 監査役 中辻仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 監査役 中辻仁氏は、公認会計士、米国公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

#### (2) 当事業年度中の取締役の異動

2025年9月26日開催の臨時株主総会において、宮地 彬氏が取締役に選任され、就任いたしました。

#### (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2025年3月31日開催の臨時株主総会において決議されております。

##### ② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会において、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。

##### ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分        | 支給人数 | 報酬等の種類別の額 |         |        | 計         |
|-----------|------|-----------|---------|--------|-----------|
|           |      | 基本報酬      | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |           |
| 取締役       | 6名   | 312,240千円 | -       | -      | 312,240千円 |
| 監査役       | 1名   | 4,560千円   | -       | -      | 4,560千円   |
| （うち社外監査役） | （1名） | （4,560千円） | （-）     | （-）    | （4,560千円） |

(注) 当事業年度末現在における取締役は6名であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 中辻仁氏は、マジリス株式会社の代表取締役 C E O を兼職しております。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 中辻 仁 | 当事業年度に開催された取締役会27回のうち27回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。なお、上記のほか、取締役会の書面決議を9回行っております。 |

### 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 取締役の職務の執行の効率性及び適正性の確保

取締役会は、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針や中期経営計画の進捗、不動産仕入・販売に係る重要案件等の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、適切に権限委譲を行い、

迅速な意思決定と職務執行を図っております。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制の運用

不動産取引における宅地建物取引業法等の法令遵守を徹底するため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修（ハラスメント防止、情報セキュリティ、および業務関連法令）を定期的を実施しております。また、内部通報制度として社内及び外部窓口を設置・周知しております。リスク管理においては、反社会的勢力排除規程に基づき、取引先等の属性確認を徹底し、排除体制の維持に努めております。

(3) 内部監査及びグループ管理の状況

内部監査室は、内部監査規程に基づき、全拠点に対して定期的な内部監査を実施しました。監査の結果は代表取締役へ直接報告されるとともに、指摘事項については後日改善状況のフォローアップ監査を行い、是正を確認しております。

(4) 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、すべての取締役会に出席するほか、稟議書その他の重要決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。また、代表取締役、内部監査室、及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う「三様監査」の連携を通じて、情報の共有化と監査の効率化を図り、監視機能の実効性を高めています。

---

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

2026 年 3 月 31 日 現在

センス・トラスト株式会社

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| (資産の部)                 |                   | (負債の部)               |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>27,186,177</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>21,091,567</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,191,818         | 買 掛 金                | 858,964           |
| 売 掛 金                  | 1,658             | 短 期 借 入 金            | 12,219,189        |
| 販 売 用 不 動 産            | 22,089,443        | 1 年内返済予定の長期借入金       | 5,893,266         |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産        | 1,780,954         | 未 払 金                | 712,041           |
| 貯 蔵 品                  | 7,597             | 未 払 費 用              | 24,054            |
| 前 渡 金                  | 708,486           | 未 払 法 人 税 等          | 432,820           |
| 前 払 費 用                | 301,972           | 前 受 金                | 386,930           |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金      | 8,000             | 前 受 収 益              | 4,555             |
| そ の 他                  | 96,247            | 預 り 金                | 320,561           |
|                        |                   | 賞 与 引 当 金            | 239,182           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,662,711</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>4,855,757</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>949,458</b>    | 長 期 借 入 金            | 4,668,368         |
| 建 物                    | 589,309           | 長 期 預 り 保 証 金        | 35,648            |
| 車 両 運 搬 具              | 33,162            | 資 産 除 去 債 務          | 102,856           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 172,846           | そ の 他                | 48,883            |
| 土 地                    | 102,831           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>25,947,324</b> |
| 建 設 仮 勘 定              | 51,308            | (純資産の部)              |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>61,403</b>     | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,901,564</b>  |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 60,954            | <b>資 本 金</b>         | <b>147,500</b>    |
| そ の 他                  | 448               | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>47,500</b>     |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>651,850</b>    | 資 本 準 備 金            | 47,500            |
| 投 資 有 価 証 券            | 8,000             | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>2,706,564</b>  |
| 関 係 会 社 株 式            | 4,684             | 利 益 準 備 金            | 25,000            |
| 出 資 金                  | 38,942            | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 2,681,564         |
| 長 期 前 払 費 用            | 225,779           | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 2,681,564         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 152,199           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,901,564</b>  |
| そ の 他                  | 222,245           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>28,848,889</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>28,848,889</b> |                      |                   |

# 損 益 計 算 書

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

センス・トラスト株式会社

(単位：千円)

| 科 目                   |          | 金 額        |
|-----------------------|----------|------------|
| 売 上 高                 |          | 50,011,005 |
| 売 上 原 価               |          | 43,219,067 |
| 売 上 総 利 益             |          | 6,791,938  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |          | 3,939,527  |
| 営 業 利 益               |          | 2,852,410  |
| 営 業 外 収 益             |          |            |
| 受 取 利 息               | 1,545    |            |
| 受 取 配 当 金             | 402      |            |
| 違 約 金 収 入             | 212,100  |            |
| そ の 他                 | 27,764   | 241,812    |
| 営 業 外 費 用             |          |            |
| 支 払 利 息               | 880,611  |            |
| 資 金 調 達 費             | 383,177  |            |
| そ の 他                 | 44,310   | 1,308,099  |
| 経 常 利 益               |          | 1,786,123  |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 3,827    |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 6,803    |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 30,306   | 40,936     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          | 1,745,187  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 636,094  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △ 53,354 | 582,740    |
| 当 期 純 利 益             |          | 1,162,447  |

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2025 年 4 月 1 日  
至 2026 年 3 月 31 日

センス・トラスト株式会社

(単位：千円)

|          | 株主資本    |        |        |           |           | 純資産合計     |           |         |
|----------|---------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|          | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金  |           |           |           | 株主資本合計    |         |
|          |         |        | 資本準備金  | 利益準備金     | その他利益剰余金  |           |           | 利益剰余金合計 |
|          |         |        |        |           | 繰越利益剰余金   |           |           |         |
| 当期首残高    | 100,000 | -      | 25,000 | 1,669,117 | 1,694,117 | 1,794,117 | 1,794,117 |         |
| 当期変動額    |         |        |        |           |           |           |           |         |
| 新株の発行    | 47,500  | 47,500 |        |           |           | 95,000    | 95,000    |         |
| 利益準備金の積立 |         |        |        |           | -         | -         | -         |         |
| 剰余金の配当   |         |        |        | △ 150,000 | △ 150,000 | △ 150,000 | △ 150,000 |         |
| 当期純利益    |         |        |        | 1,162,447 | 1,162,447 | 1,162,447 | 1,162,447 |         |
| 当期変動額合計  | 47,500  | 47,500 | -      | 1,012,447 | 1,012,447 | 1,107,447 | 1,107,447 |         |
| 当期末残高    | 147,500 | 47,500 | 25,000 | 2,681,564 | 2,706,564 | 2,901,564 | 2,901,564 |         |

## 【注記事項】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～47年 |
| 車両運搬具     | 3～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 3～20年 |

#### (2) 無形固定資産

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績はなく、また個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

不動産買取再生事業

不動産買取再生事業は、主に土地、戸建住宅、区分マンション、一棟マンション、一棟ビル、底地、共有持分等を買取り、付加価値を高めて販売しており、顧客との不動産売買契約書に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。取引の対価については、契約の定めにより、契約時、引き渡し時に分離して受領している場合があります。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、前払費用及び長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において「未払金」に含めて表示していた仕入債務については、経営の実態をより適切に表示する観点から、当事業年度より「買掛金」に区分掲記しました。

なお、前事業年度の「買掛金」は286,060千円です。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|          |            |    |
|----------|------------|----|
| 現金及び預金   | 151,930    | 千円 |
| 販売用不動産   | 21,941,336 | 千円 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,780,954  | 千円 |
| 建物       | 113,831    | 千円 |
| 土地       | 102,831    | 千円 |
| 計        | 24,090,884 | 千円 |

担保に係る債務

|                  |            |    |
|------------------|------------|----|
| 短期借入金            | 12,126,390 | 千円 |
| 長期借入金(1年内返済予定含む) | 9,148,915  | 千円 |
| 計                | 21,275,305 | 千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 121,963 千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

センス・マネジメント株式会社 19,000 千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |         |    |
|--------|---------|----|
| 短期金銭債権 | 2,580   | 千円 |
| 短期金銭債務 | 208,615 | 千円 |

(注)関係会社に対する金銭債権債務で貸借対照表上、独立掲記しているものを除いています。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|           |            |
|-----------|------------|
| 営業取引高     | 538,582 千円 |
| 営業取引以外の取引 | 5,140 千円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,009,500 株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月30日<br>臨時株主総会 | 普通株式  | 150,000        | 15,000          | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2026年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 232,185        | 利益剰余金 | 230             | 2026年3月31日 | 2026年6月30日 |

(注) 当社は、2025年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。2025年3月期については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産          |            |
| 未払事業税           | 16,365 千円  |
| 減価償却超過額         | 12,104 千円  |
| 棚卸資産評価損         | 16,441 千円  |
| 賞与引当金           | 75,342 千円  |
| 貸上げ税制法人税控除額繰越   | 22,110 千円  |
| 資産除去債務          | 32,399 千円  |
| 投資有価証券評価損       | 9,546 千円   |
| その他             | 8,547 千円   |
| 繰延税金資産小計        | 192,858 千円 |
| 評価性引当額          | △10,018 千円 |
| 繰延税金資産合計        | 182,840 千円 |
| 繰延税金負債          |            |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △30,640 千円 |
| 繰延税金負債合計        | △30,640 千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 152,199 千円 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2026年3月30日の第3者割当増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を35.4%から31.5%に変更しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

|      |         |
|------|---------|
| 1 年内 | 197,301 |
| 1 年超 | 397,210 |
| 合計   | 594,511 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等によっております。また、資金調達については主として不動産販売事業における棚卸資産の取得を目的とし、金融機関からの借入によっております。また、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。これは非上場株式であり、発行先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等、前受金及び預り金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金は、主に物件購入資金または運転資金に対する資金調達であります。このうち、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

投資有価証券については、発行体(取引企業)の財務状況等を把握しております。

金利変動リスクについては、借入金に係る支払い金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権には、該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円)  |
|----------------------------|------------------|------------|----------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券           | -                | -          | -        |
| 資産計                        | -                | -          | -        |
| (1) 長期借入金<br>(1年以内返済予定を含む) | 10,561,635       | 10,393,795 | △167,840 |
| 負債計                        | 10,561,635       | 10,393,795 | △167,840 |

(\*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」、「関係会社短期貸付金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 12,219,189   | -                   | -                   | -                   | -                   | -           |
| 長期借入金 | 5,893,266    | 2,379,213           | 973,548             | 259,023             | 194,194             | 862,389     |
| 合計    | 18,112,456   | 2,379,213           | 973,548             | 259,023             | 194,194             | 862,389     |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

|                        | 時価 (千円) |            |      |            |
|------------------------|---------|------------|------|------------|
|                        | レベル1    | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 長期借入金<br>(1年以内返済予定を含む) | -       | 10,393,795 | -    | 10,393,795 |
| 負債計                    | -       | 10,393,795 | -    | 10,393,795 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内返済予定を含む)

長期借入金で変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行時から大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、元利金の合計を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名         | 所在地       | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所<br>有)割合<br>(%) | 関連当<br>事者との<br>関係 | 取引の内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科目                | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------------------|-----------|----------------------|---------------|-------------------------------|-------------------|-----------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 子会社 | センス・<br>マネジメ<br>ント株式<br>会社 | 大阪市<br>北区 | 3,000                | 不動産リフ<br>ォーム  | 直接100.0                       | リフォ<br>ーム工<br>事   | リフォーム<br>工事(注1)       | 538,582      | 買掛金               | 208,615      |
|     |                            |           |                      |               |                               | 債務<br>保証          | 借入金に対<br>する保証<br>(注2) | 19,000       | -                 | -            |
|     |                            |           |                      |               |                               | 資金の<br>貸付         | 資金の貸付<br>(注3)         | 47,620       | 関係会社<br>短期貸付<br>金 | 8,000        |
|     |                            |           |                      |               |                               |                   | 資金の回収<br>(注3)         | 67,420       |                   |              |

(注) 1. リフォーム工事については、市場の実態価格を勘案し、交渉の上合理的に決定しています。

2. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

3. 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,874円26銭
- 1株当たり当期純利益 1,162円39銭

(注) 当社は、2025年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(重要な設備投資)

当社は、2025年9月18日開催の取締役会において、本社を増床することを決議いたしました。なお、概要につきましては、以下のとおりであります。

1. 増床時期

2026年4月1日

2. 設備投資の目的

事業規模拡大に伴う急激な人員増加に対応するとともに、業務効率のさらなる向上と今後の組織拡大を見据え、大阪本社を増床を実施いたしました。

3. 設備投資の内容

増床面積：336.71㎡

総工費：88百万円

4. 業績に与える影響

2027年3月期の業績に与える影響は軽微であります。今後、公表すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

## 監 査 報 告 書

監査役は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年6月1日

センス・トラスト株式会社

監査役

中辻 仁



## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

センス・トラスト株式会社  
代表取締役社長 今中 康仁

### 2. 議案に関する参考事項

#### 第1号議案 第7期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容につきましては、3頁から8頁までに記載のとおりであります。なお、取締役会といたしましては、計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

#### 第2号議案 剰余金処分の件

当社は、持続的な成長を目指すための基盤確保に努めるとともに、安定的な配当を行うことを基本に、業績、財務状況、配当実績等を総合的に勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金230円  
総額は232,185,000円を利益剰余金から配当いたします。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月30日
- ④ 配当支払開始日  
2026年6月30日

#### 第3号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営の透明性および客観性の向上を図るため、新たに社外監査役を含む監査役会による監査体制を構築すべく、監査役会設置会社へ移行するものであります。これに伴い、監査役会および監査役に関する規定の新設ならびに所要の変更を行うものであります。
- (3) 適正な会計監査による財務情報の信頼性を確保し、かつ会計に関する内部統制を一層強化するため、会計監査人を設置するものであります。これに伴い、会計監査人に関する規定を新設するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                   | 変 更 案                      |
|---------------------------|----------------------------|
| 第1章 総 則                   | 第1章 総 則                    |
| (目 的)                     | (目 的)                      |
| 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。  |
| 1. ～7. (条文省略)             | 1. ～7. (現行どおり)             |
| (新設)                      | <u>8. 不動産特定共同事業法に基づく事業</u> |
| (新設)                      | <u>9. クラウドファンディング事業</u>    |
| 8. (条文省略)                 | 10. (現行どおり)                |
| 第3条 (条文省略)                | 第3条 (現行どおり)                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第31条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役会の招集手続き)</u></p> <p>第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>② <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u></p> <p>③ <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときには、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                              | (会計監査人の報酬等)<br>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の<br>同意を得て定める。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (新設)                              | (会計監査人の責任免除)<br>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、会計監査人<br>(会計監査人であった者を含む。)の会社法第 423<br>条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に<br>該当する場合には、賠償責任額から法令に定める<br>最低責任限度額を控除して得た額を限度として免<br>除することができる。<br>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<br>同法第 423 条第 1 項の会計監査人 (会計監査人<br>であった者を含む) の賠償責任を限定する契約を締<br>結することができる。ただし、当該契約に基づく<br>賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 |
| 第 6 章 計 算<br>第 36 条～第 39 条 (条文省略) | 第 7 章 計 算<br>第 44 条～第 47 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第 7 章 附 則<br>第 40 条 (条文省略)        | 第 8 章 附 則<br>第 48 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

#### 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

本総会において第 3 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査役会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役会を構成するため、監査役 2 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、現任の監査役である中辻 仁氏は、移行後も引き続き監査役（社外監査役）を務めることとなりますが、本議案が承認されますと、当社の監査役は、常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名の計 3 名体制となります。

また、本議案については監査役の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                             |                                                                                                 | 所有す<br>る当社<br>株式の<br>数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | まつだ みか<br>忝田 美華<br>(1986 年 5 月 29 日)    | 2011 年 2 月<br>2025 年 3 月                              | 新日本有限責任監査法人 (現：EY 新日本有限責任監査法人) 入社<br>忝田美華公認会計士・税理士事務所設立 代表 (現任)                                 | 一株                     |
| 2         | やまぐち さとこ<br>山口 聡子<br>(1991 年 11 月 25 日) | 2019 年 12 月<br>2020 年 1 月<br>2023 年 9 月<br>2025 年 4 月 | 弁護士登録 (大阪弁護士会)<br>弁護士法人 淀屋橋・山上合同 入所<br>大阪大学知的基盤総合センター 特任研究員 (現任)<br>弁護士法人 淀屋橋・山上合同 パートナー就任 (現任) | 一株                     |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 忝田美華氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の専門的な知見及び豊富な経験に基づく客観的かつ適正な視点は、当社の監査体制を強化し、経営の透明性を高めるために不可欠であると判断いたしました。今般、監査役会設置会社への移行にあたり、常勤の立場から機動的かつ実効性の高い監査・監督を遂行することを期待して、常勤監査役候補者とするものであります。
- 山口聡子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。同氏の専門的な知見及び豊富な経験に基づく客観的かつ適正な視点は、当社のコンプライアンス体制を強化し、経営の透明性を高めるために不可欠であると判断いたしました。今般、監査役会設置会社への移行にあたり、社外の立場から客観的かつ実効性の高い監査・監督を遂行することを期待して、社外監査役候補者とするものであります。
- 忝田美華氏、山口聡子氏が監査役に選任された場合、当社は両氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。

### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の今後の経営の透明性および監督機能の更なる強化を目的として、将来的な社外取締役の招聘を含めた経営体制の拡充を機動的に行えるよう、取締役の報酬枠に柔軟性を持たせたいと存じます。

つきましては、現在の経済情勢や諸般の事情も考慮し、改めて当社の取締役の報酬額を年額7億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と改めたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、その具体的な配分等につきましては、取締役会の決定に一任したく存じます。

### 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社は、第3号議案 定款一部変更の件が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役の報酬額を、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、本議案は、第3号議案 定款一部変更の件における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 第7号議案 会計監査人の選任の件

当社は、本総会において、第3号議案 定款一部変更の件が承認されることを条件として、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役の決定に基づいております。

監査役が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えているためであります。さらに、監査費用について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断しております。

なお、同監査法人は従前より当社の公認会計士等であります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| 名称              | 監査法人アヴァンティア                                                                                                                                 |       |  |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 主たる事務所の<br>所在場所 | 東京事務所：東京都千代田区三番町3番地8<br>大阪事務所：大阪府大阪市中心区安土町2丁目3-13<br>福岡事務所：福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25<br>札幌事務所：北海道札幌市中心区北4条西4丁目1-7<br>名古屋事務所：愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28-12 |       |  |
| 沿革              | 2008年5月 設立                                                                                                                                  |       |  |
| 概要              | 資本金                                                                                                                                         | 65百万円 |  |
|                 | 構成人員                                                                                                                                        |       |  |
|                 | 社員                                                                                                                                          | 22名   |  |
|                 | 公認会計士                                                                                                                                       | 89名   |  |
|                 | 公認会計士試験合格者                                                                                                                                  | 77名   |  |
|                 | その他                                                                                                                                         | 57名   |  |
|                 | 合計                                                                                                                                          | 245名  |  |
|                 | 関与上場会社数                                                                                                                                     | 54社   |  |